平成２２年（フ）第６８２０号
東京都三鷹市中原１丁目５―17―202
債務者　石橋　　覚
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８５０号
東京都荒川区町屋７丁目９―20―208
債務者　胡摩窪惠子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６８９０号
東京都江戸川区鹿骨５丁目33―７
債務者　奥山美由紀
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６５号
東京都稲城市長峰３丁目２番地杜の一番街３―506
債務者　武捨　　徹
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３３７号
東京都あきる野市牛沼272番地５ウエストビレッジ105号
債務者　大堂真奈美
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５０７号
東京都八王子市松が谷49番地５―204
債務者　服部　之人
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１９７号
静岡市葵区大岩３丁目25番24号
債務者　森内　　諭
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４３３号
東京都立川市曙町３丁目37番２号
債務者　伊藤　政志
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４３４号
東京都立川市曙町３丁目37番２号
債務者　伊藤　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月８日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５６号
静岡市葵区松富１丁目１番４―301号、旧住所神奈川県藤沢市石川２丁目15番地の14　サンハロー湘南台303号室
債務者　杉本　　貢
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９６２号
静岡市駿河区富士見台１丁目15―５、登録原票上の住所静岡県島田市道悦３丁目21番２の208号　雇用促進住宅道悦島宿舎
債務者　グルン　ブーゾン
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３号
静岡県富士市久沢672番地の５
債務者　渡辺　真弓
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第７８号
静岡県富士市岩本217番地の１　リバティーイワモトＢ101
債務者　小林　昭宏
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第２７３６号
大阪府豊中市庄内西町３丁目10番15―607号
債務者　川﨑　健一
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３７号
横浜市南区共進町３丁目65番地　共進マンション203
債務者　橋本　尚子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部